



金沢市公報

第 2 5 1 8 号

平成18年(2006年)5月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
規 則	
金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 (職 員 課)	1
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	2
自転車等の撤去及び保管について(")	2
地縁による団体の認可について (市民参画課)	3
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (")	4
生活保護法の規定に基づく医療扶助のための 医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	5
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃 止について (")	5
生活保護法の規定に基づく医療扶助のための 施術を担当させる者の指定について (")	5
生活保護法の規定に基づき指定を受けた施術 者の施術所の廃止について (")	6
介護保険法の規定に基づき要介護認定調査等 に関する事務の委託について (介護保険課)	6
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福 祉サービス事業者の指定について(障害福祉課)	6

公 告	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境保全課)	7
地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	7
都市計画事業の事業計画の変更の認可に係 る関係図書の写しの縦覧について (緑と花の課)	7
土地区画整理組合の設立の認可について (区画整理課)	8
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 について (")	8
土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する図書の 縦覧について (")	8
選挙管理委員会告示	
平成18年6月2日に選挙人名簿に登録する者 の氏名等を記載した書面の縦覧の場所につ いて (選挙管理委員会)	8
平成18年6月3日現在の在外選挙人名簿に登 録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場 所について (")	9
農業委員会告示	
第587回金沢市農業委員会農地部会の招集に ついて (農業委員会事務局)	9
第5回金沢市農業委員会農政振興部会の招集 について (")	9

規 則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第58号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、平成18年5月24日から施行する。

告 示

●金沢市告示第167号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

- 自転車 173台
- 原動機付自転車 4台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成18年4月1日から同月30日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成18年5月22日から同年11月22日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第168号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	台
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	62 台
	原 動 機 付 自 転 車	8 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
泉2丁目地内	自 転 車	2 台
本多町2丁目地内	自 転 車	1 台
片町2丁目地内	自 転 車	14 台
	原 動 機 付 自 転 車	1 台
小将町地内	自 転 車	1 台
小立野2丁目地内	自 転 車	6 台
十一屋町地内	自 転 車	1 台
長町1丁目地内	自 転 車	2 台
米泉町8丁目地内	自 転 車	1 台
末町地内	自 転 車	1 台
栗崎町地内	自 転 車	1 台
入江3丁目地内	自 転 車	1 台
駅西新町1丁目地内	自 転 車	4 台
北塚町東地内	自 転 車	2 台
西念4丁目地内	自 転 車	1 台
玉川町地内	自 転 車	1 台
三ツ屋町地内	自 転 車	1 台
八日市4丁目地内	自 転 車	1 台
福久町地内	自 転 車	1 台

2 自転車等を撤去した日

平成18年4月1日から同月30日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成18年5月22日から同年11月22日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

1 名称

海浜町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地	番
赤土町	カ	1番7、1番24～1番27、1番30～1番33、1番36～1番40、1番57、1番61～1番81、1番84	
	ワ	1番1～1番3、3番、4番1、4番2、5番1、5番2、6番、7番、20番～25番、26番1～26番7、27番1、27番2、28番1～28番6、29番1、29番2、44番、45番1～45番7、46番1～46番9、47番1～47番9、47番11、47番14、48番1～48番7、49番1～49番9、50番1～50番3、51番1～51番4、52番、53番1～53番4、65番1、65番2、65番4～65番9、66番1～66番6、67番1～67番4、68番1～68番3、69番、70番1～70番9、71番1～71番12、72番1～72番4、72番6～72番9、73番1～73番3、74番1～74番3、79番1、79番2、80番1、80番2、81番、86番、87番、90番、91番、93番、94番1～94番3、95番1～95番4、96番1、96番4、96番7、97番1～97番4、99番、100番、102番、103番1、103番2、104番1、104番2、104番4、105番	
佐奇森町	ヲ	127番、133番～136番、139番、143番	

4 事務所

金沢市赤土町ヲ127番地

5 代表者の氏名及び住所

大杉 守

金沢市赤土町ヲ127番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成18年5月22日

●金沢市告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

区分	変更事項	変 更 前			変 更 後			変更年月日
夕日寺町町会	代表者の氏名及び住所	吉 島 登 金沢市夕日寺町ホ163番甲地			石 村 昭 一 金沢市夕日寺町ニ56番地			平成18年3月12日
土清水第二区町会	区 域	土清水第二区町会			土清水第二町会			平成18年4月16日
		町の名称	字	区域の住所	町の名称	字	地番	
		土清水3丁目		1～6、9～67、109～144	土清水3丁目		1～297	
		土清水町	葵	8～8の47	大桑町	メ	2、2の8、2の12、5の13、5の14	
			3	1の15～70の1				
錦町	5	69の1～89	錦町	8の	8の4			
	8	8の4						

上荒屋第10町会	事務所の所在地	金沢市上荒屋5丁目206番地	金沢市上荒屋5丁目130番地	平成18年4月23日
	代表者の氏名及び住所	田上照夫 金沢市上荒屋5丁目206番地	武樋寛一 金沢市上荒屋5丁目130番地	平成18年4月23日

●金沢市告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
金沢駅前はあと薬局	金沢市本町2丁目15番1号	平成18年1月1日
石川整肢学園	金沢市吉原町口6番地2	平成18年4月1日
高忠デンタルクリニック	金沢市入江1丁目155番地	平成18年4月1日
クスリのアオキ示野薬局	金沢市桜田町1丁目31番地	平成18年4月1日
西念ラン薬局	金沢市西念3丁目30番11号	平成18年4月1日
田中屋薬局	金沢市堀川町10番5号	平成18年4月1日
医療法人 十全会 Jクリニック	金沢市西念3丁目30番10号	平成18年4月3日
白根歯科クリニック	金沢市泉野出町4丁目3番27号 サンシャトー泉ヶ丘1F	平成18年4月3日
わたなべ歯科クリニック	金沢市東長江町い127番地5	平成18年4月12日
おおさか歯科医院	金沢市額新保2丁目231番地	平成18年4月24日
ファミリー歯科	金沢市大桑第3土地区画整理事業施行地区内9街区	平成18年4月24日

●金沢市告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
鈴木小児科医院	金沢市しじま台2丁目1番地8	平成18年3月18日
石川整肢学園	金沢市平和町1丁目2番28号	平成18年3月31日
金沢アイクリニック	金沢市本町2丁目15番1号 ボルテ金沢3F	平成18年3月31日
十全クリニック	金沢市小立野2丁目23番15号	平成18年3月31日
高忠デンタルクリニック	金沢市入江1丁目75番地	平成18年3月31日
ウエダ薬局	金沢市長土堀2丁目3番8号	平成18年3月31日
田中屋薬局	金沢市堀川町10番5号	平成18年3月31日

●金沢市告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
高 田 裕 之	こさか南接骨院	金沢市小坂町中304番地1	平成18年3月3日

●金沢市告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		廃 止 年 月 日
	名 称	所 在 地	
新 田 尚 史	ひまわり接骨院	金沢市長田2丁目26番5号	平成18年3月13日

●金沢市告示第175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項第2号の規定により、要介護認定調査等に関する事務を委託したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

- 1 事務所の名称及び所在地
 名 称 財団法人金沢市福祉サービス公社介護認定調査事務所
 所在地 金沢市泉野町6丁目15番5号
- 2 指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 名 称 財団法人金沢市福祉サービス公社
 所在地 金沢市芳斉2丁目3番28号
 氏 名 理事長 平田 敏雄
- 3 委託開始年月日 平成18年4月1日
- 4 委託事務の種類 要介護認定調査等に関する事務
- 5 居宅サービス等の提供の有無 有

●金沢市告示第176号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第36条の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年 月 日	障害福祉サービスの種類
株式会社ニチイ学館	(1) 事業所番号 17201100073118 (2) 事業所の名称及び所在地 アイリスケアセンター かないわ 金沢市金石本町口31番地1	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地 (2) 代表者の氏名及び住所 代表取締役 森 嶺 東京都世田谷区駒沢5丁目5番14号	平成18年 5月1日	身体障害者居宅介護等事業

株式会社ニチイ学館	(1) 事業所番号 17201100074165 (2) 事業所の名称及び所在地 アイリスケアセンター かないわ 金沢市金石本町口31番地1	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地 (2) 代表者の氏名及び住所 代表取締役 森 嶺 東京都世田谷区駒沢5丁目5番14号	平成18年 5月1日	身体障害者外出介護事業
特定非営利活動法人藤乃会	(1) 事業所番号 17201300057127 (2) 事業所の名称及び所在地 特定非営利活動法人藤乃会 第2 茄子のはな 金沢市高尾南1丁目62番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人藤乃会 金沢市小立野4丁目13番9号 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 藤田 正則 石川県羽咋郡志賀町字高浜町二の17番地1	平成18年 5月1日	児童デイサービス事業

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
21	株式会社オキシー	河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目710番地	平成18年4月27日
8	ニッコー株式会社	白山市相木町383番地	平成18年5月8日
15	株式会社西原ネオ	東京都港区芝浦3丁目6番18号	平成18年5月9日

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成18年5月23日から同年6月5日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成18年5月23日から同年6月12日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	豎町商店街地区地区計画	金沢市豎町及び片町1丁目の各一部	別図（登載省略）のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画緑地事業2号西部緑道	金沢市	平成9年10月24日から平成22年3月31日まで	(1) 収用の部分 平成9年石川県告示第524号、平成10年石川県告示第129号、平成11年石川県告示第256号及び平成12年石川県告示第132号の事業のうち、観音堂町ル部、畝田町チ部、畝田西1丁目及び畝田西2丁目地内において事業地を変更する。 (2) 使用の部分 なし	金沢市役所 都市整備局 緑と花の課

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の設立認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局定住促進部区画整理課	午前9時から午後5時30分まで

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市八日市出町土地区画整理組合	平成8年2月9日から平成19年3月31日まで	金沢市八日市出町、新保本5丁目及び西金沢3丁目の各一部	金沢市八日市出町577番地	平成8年2月1日	平成18年5月10日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成18年5月22日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市八日市出町土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局定住促進部区画整理課	午前9時から午後5時30分まで

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第29号

平成18年6月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法

律第100号) 第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年5月22日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成18年6月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第30号

平成18年6月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面の公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定による縦覧の場所は、次のとおりです。

平成18年5月22日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成18年6月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第587回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月22日

金沢市農業委員会

農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成18年5月26日午後3時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

●金沢市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第5回金沢市農業委員会農政振興部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年5月22日

金沢市農業委員会

農政振興部会長 米 澤 邦 明

1 日時

平成18年5月26日午後4時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 金沢市農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
- (2) 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(案)に係る意見決定について

●正 誤

平成18年3月31日付け金沢市公報号外第8号の4

頁	箇 所
3	上から3行目

誤
第11条の2 削除

正
第11条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第15条の規定に基づき、平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。 附則第11条の3を削る。

頁	箇 所	誤	正
3	上から10行目	同条	同条及び附則第16条の2

頁	箇 所
4	上から4行目

誤
した場合における都市計画税額とする。

正
した場合における都市計画税額とする。 第16条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第15条の規定に基づき、平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。

平成18年(2006年)5月22日	印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)5月22日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	120円	石川県金沢市玉銚4丁目166番地	
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地	